平成 28 年度 組織・機構等の改正について

<組織・機構>

教育委員会事務局組織の見直し(教育企画課(仮称)の設置等)について

1 背景・趣旨

知事が示す「教育に関する大綱」に沿って、「第三次教育振興基本計画」を平成 27年度に策定。今後、キャリア教育、情報教育、特別支援教育の充実など、

「愛知の発展を担う人づくり」を、知事部局の施策と緊密に連携しながら、着実に具体化し、機動的・戦略的に展開していく必要がある。

平成27年4月から「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行。本県では、平成28年度から、教育長(教育委員長と教育長を一体化した新教育長)の教育行政責任者としての職責がより一層大きくなる(事務局のサポート体制強化が必要)。





教育長の下、教育に関する施策を企画立案・調整する機能の充実・強化 <事務局関係課室の調整・とりまとめ役、知事部局との連携窓口>

(教育委員会事務局内における課室のスクラップ・アンド・ビルドにより対応)

- 2 改正の内容(平成28年4月1日)
- 〇 教育委員会総務課の課内室として設置している「教育企画室」を「教育企画課」(仮 称)に格上げする。
 - ・「教育委員会会議」(総務課)の所管を教育企画課(仮称)に移し、「教育振興基本計画」、「総合教育会議」と合わせ、教育に関する施策の企画立案、知事部局との協議・調整の機能を強化
- 〇 「健康学習課」を「健康学習室」(仮称)とし、保健体育スポーツ課の課内室とする。
- ・保健体育スポーツ課が所掌する<u>「保健体育」と</u>、健康学習課が所掌する<u>「学校保健、</u>学校安全」の連携を推進

◆組織の新旧比較◆

(下記組織図(改正案)では「(仮称)」を省略)

現行	改正案
管理部	管理部
	- 総務課
│	│ │ <u>教育企画課</u>
学習教育部	学習教育部
- 保健体育スポーツ課	保健体育スポーツ課
│ └ <u>健康学習課</u>	│

1 ふれあい広場(2施設)の廃止について

○ 東ふれあい広場及び緑ふれあい大高広場は、地元との調整が整ったことから、 平成28年4月1日から廃止する。

※「しなやか県庁創造プラン」(愛知県第六次 行革大綱)個別取組事項 71

◆東ふれあい広場の概要◆

所 在 地	名古屋市東区矢田4丁目21-100
設置年月日	昭和62年2月15日
設置目的	県民に、地域における文化、レクリエーション等の自主的活動と相互交流に気軽に利用できる場を提供し、潤いある地域づくりに資する。
施設内容	集会施設(和室、会議室)等

◆緑ふれあい大高広場の概要◆

Although a village of the second	
所 在 地	名古屋市緑区緑花台1949
設置年月日	昭和56年5月1日
設置目的	県民に、地域における文化、レクリエーション等の自主的活動と相互交流に気軽に利用できる場を提供し、潤いある地域づくりに資する。
施設内容	集会施設(和室、会議室)等

2 心身障害者コロニー養楽荘の廃止について

○ 心身障害者コロニー養楽荘は、心身障害者コロニー再編計画(平成19年3月 策定)の方針に基づく入所者の地域生活移行が進み、また、現入所者の新たな移 行先として、県有地を活用した民間入所施設が開所されることから、平成28年 7月1日から廃止する。

※「しなやか県庁創造プラン」(愛知県第六次 行革大綱) 個別取組事項 72

◆心身障害者コロニー養楽荘の概要◆

所 在 地	春日井市神屋町713-8
設置年月日	昭和44年4月1日
設置目的	障害者総合支援法に基づく障害者支援施設として、知的な障害のある方に施設入所支援を行うとともに、生活介護及び自立訓練を行う。
施設内容	障害者支援施設(施設入所支援 定員140人 等)

3 尾西勤労青少年福祉センターの廃止について

○ 尾西勤労青少年福祉センターは、その社会的役割の変化や県の果たすべき役割等を見直した結果、県の公の施設としては、平成28年4月1日から廃止する。本施設は、一宮市で公の施設として活用する計画があり、平成28年4月1日に施設を移管する予定である。 ※「Ltやか県庁創集プラン」(番知県第本)

※「しなやか県庁創造プラン」(愛知県第六次 行革大綱) 個別取組事項 76

◆尾西勤労青少年福祉センターの概要◆

所 在 地	一宮市冨田字砂原2120-2
設置年月日	昭和49年1月13日
設 置 目 的 労働者の福祉の増進を図る。	
施設内容	講堂、多目的ホール、会議室、宿泊室、体育室等

4 高蔵公園の廃止について

○ 高蔵公園は、広域自治体である県として管理すべき意義を見直した結果、県の 公の施設としては、平成28年4月1日から廃止する。

本施設は、名古屋市で都市公園として活用するため、平成28年4月1日に施設を移管する予定である。

※「しなやか県庁創造プラン」(愛知県第六次 行革大綱)個別取組事項 70

◆高蔵公園の概要◆

所 在 地	名古屋市熱田区高蔵町
設置年月日	昭和32年8月22日
設置目的	県民に多様なレクリエーション活動や自然とのふれあい等の場を提供し、心身ともに豊かな人間形成に寄与するとともに、都市の環境改善や防災性の向上など緑豊かな安全で快適なまちづくりに資する。
供用面積	1. 0 h a
施設内容	児童野球コーナー、沈床園(庭園)

<県関係団体> —

一般社団法人愛知県農林公社の廃止について

○ 一般社団法人愛知県農林公社は、民事再生計画(平成25年8月に認可決定が確定)に基づき、平成27年度末に分収造林事業を県に承継し、平成28年4月 1日から廃止する。 **※「しなやか県庁創造プラン」(愛知県第六次**

「しなやか県厅創造ブラン」(愛知県第六次 行革大綱) 個別取組事項 144

◆一般社団法人愛知県農林公社の概要◆

事務所所在地	名古屋市中区三の丸三丁目 2 - 1
設置年月日	昭和40年6月23日
設置目的	造林・育林事業等により森林の整備活用を図り、もって農林業の健全な発展に寄与するとともに、国土の保全、水資源の涵養、環境の保全及び農山村経済の振興に資する。

<附属機関>

愛知県行政不服審査会(仮称)の設置について

※法令必置機関

○ 行政不服審査法の改正に伴い、審査請求に対する審査庁(知事)の判断につい て調査審議等を行うため、「愛知県行政不服審査会」(仮称)を設置する。

◆愛知県行政不服審査会(仮称)の概要◆

設 置 根 拠	行政不服審査法第81条第1項 愛知県行政不服審査会条例(仮称)
設置年月日	平成28年4月1日(上記条例の施行予定日)
所 掌 事 務	審査庁(知事)からの諮問を受け、調査審議を行い、答申する。
構 成 員	定員:6名以上9名以内(予定) 構成員:法律又は行政に係る活動に関して優れた識見を有す る者のうちから任命。